

増刊HSK ステップ

石川県肢体不自由児協会
石川県肢体不自由児・者父母の会連合会

第26号

平成28年4月11日発行

ど成人おめでとうございます

平成28年1月17日(日)石川県社会福祉会館にて『成人を祝う会』が行なわれました。3名の新成人とご家族の皆さんを迎え、手品やゲーム、二胡の演奏などで楽しいひとときを過ごしました。

高枝 桃子さん



桃子さん、成人おめでとう。
ニコニコ笑顔で
これからもよき人生を送れますように。
(お母様より)

橋野 暁祐さん



成人おめでとう!!
これからも元気に楽しく過ごしてね
そしていろんなことにチャレンジして
いってね。
(お母様より)

成人おめでとう。まだまだ先は長い
です。周りのみんなに優しくして愛され
る人になってください。ゆっくりと前
へ進みましょう。
(お母様より)

水間 悠紀さん



岡野 椋さんはご都合がつかず残念ですが参加できませんでした。

相 談 員 等 研 修 会

テ ー マ 「障害者差別解消法を手に『誰もが生きやすい社会』をつくる」
講 師 金沢大学人間研究域学校教育系 准教授 河合 隆平 氏

例年のように2月19日に表記の研修会を、金沢市教育プラザ富樫で実施しました。
今回は、4月に施行される障害者差別解消法についての講演会を開催致しました。
会員以外の方も参加できる形で、20名の参加者のなか、公演後誤った障害の捉え方での対応や、学校教育での合理的配慮について等の質問がありました。

差別の捉え方や、個に対応した合理的配慮とは、差別解消法を生かすために必要なことなど、子どもたちが地域やそれぞれの生活場面で住みやすい社会になるよう、この法制度が十分に活かされていくことを願いたいものです。

なお、会報紙面の関係上、当日の講演資料は5月の総会において資料として配布いたします。



滋賀県障害児協会 会報（かいつぶり通信 NO.100）より

特集

2016年4月から施行される障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドラインが発表されました！

2016年4月に、障害者差別解消法が施行されます。この法律は、障がい者を理由にした差別や権利侵害をなくすこと、そして障がい者に対する社会的障壁を取り除くため、合理的配慮をすることをめざすものです。この法律の施行を前にこのほど、福祉事業者に向けたガイドラインが発表されました。その内容について、ご紹介します。

（※平成27年11月「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」をもとに作成しました）

1 福祉分野に求められていることは？

福祉事業者には、日頃から障がいに関する理解や障がい者の人権・権利擁護に関する認識を深めることが求められています。また、より高い意識と行動規範をもって、差別解消のための取り組みを進めることが期待されています。

2 対象となる福祉事業者とは？

●生活保護関連事業

救護施設、更生施設などを経営する事業など

●児童福祉、母子福祉関連事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、保育所、婦人保護施設、母子・父子福祉施設など

●老人福祉関係事業

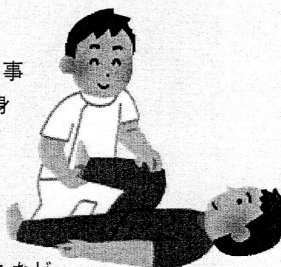
養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを営営する事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業など

●障害福祉関連事業

障害者支援施設を営営する事業、障害福祉サービス事業、身体障害者生活訓練等事業、補装具製作施設など

●隣保事業

●福祉サービス利用援助事業 など



3 具体的には、どのような対応が求められているの？

福祉事業者には、それぞれの障がい者の特性に応じた対応が求められています。ガイドラインの中で、具体的対応例として紹介されているエピソードをご紹介します。

例1 ● アンケートも多様な方法で

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると視覚障がいの方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるから、とのことでした。そこでテキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法を取ることにしました。



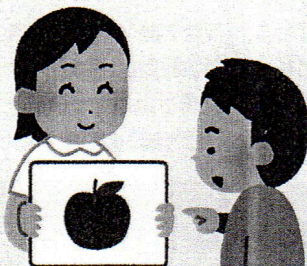
例2 ● 施設でも電動車椅子で自由に移動したい

重度の脳性麻痺であるCさんは、介助用車椅子を使用し、施設職員や家族の介助で移動していました。リハビリテーションセンターで施設での電動車椅子による自立移動が可能か検討したところ、座位保持装置や特殊スイッチを装備・使用した電動車椅子で安全に施設内を移動できることがわかりました。

当初、施設側が安全性の確保ができるかどうか心配していましたが、リハビリテーションセンター担当職員による実地確認や使い方の指導により安全に移動できるとわかり、施設内で、Cさん本人の意思による自由な移動が可能となりました。

例3 ● 日常生活動作を身につけるために

保育所に通う発達障がい児のBちゃんは、靴をそろえる、トイレにしっかり座るといった日常生活の動作の一部が十分に身につけていません。言葉による説明よりも、視覚情報による説明の方が伝わりやすいため、これらの動作の順番を具体化した絵を描き、必要に応じて見せるようにしています。また、話しかける際にも、顔を見ながら、穏やかに静かな声で話しかけるようにしています。



例4 ● 呼び出し方法の改善

聴覚障害者のBさんは事務手続のため、受付を済ませ呼び出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。受付に呼ばれていないことを申し出ると「名前を呼びましたが返事がありませんでした」とのことでした。音声による通常の呼び出ししか行われなかったためです。その後、事務局は対応を検討し、聴覚障害のある方には、文字情報などでも呼び出しを伝え、手続に関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしました。

4 他に取り組むことは？

障がい者差別の解消により効果的に取り組むためには、障がい者やその家族、関係者からの相談に的確に応じる必要があります。そのため、障がい者にサービス提供を行う事業者は、直接相談に応じるための体制の整備が重要とされています。

また、障がいの有無にかかわらず、たがいに人格と個性を尊重する共生社会をめざすことの意義を、職員が理解することが重要です。その

ため、職員への研修を通して障害者差別解

消法の普及を図るとともに、地域住民に向けた啓発活動への取り組みも求められています。



障害者差別解消法 私はこう考える

「仕方ないと諦めていたけど、これも差別なんだな」とまず当事者が気づくことが大切です。

まちかどプロジェクト 中川祐希さん（25 歳）

まちかどプロジェクトに来て5年目になります。一度離れて1年半の間は長浜でピアカウンセリングやバリアフリーチェック、普及活動をしていました。現在は「劇団まちプロ一座」で役者やシナリオアドバイザーをし、「バリアフリー探偵レン」という障がい者の日常にある心のバリアをテーマにした演劇を上演しています。

劇で取り上げているのは、例えばコンビニにヘルパーさんと買い物に行くというシチュエーション。言語障がいのある本人が店員に話しかけても聞いてくれず、ヘルパーさんに話しかけるという内容です。もう一つは私自身の経験で、中学時代に「害児」と呼ばれていたという話です。当時は言い返せなかったし、障がいがあるから仕方ないという気持ちもありましたが、それは違う、自分もみんなと同じ一人の人間なんだというのを伝える内容になっています。

最近では駅にエレベーターが設置される

など、施設のバリアフリー化は進みました。そのため障がい者は差別を感じにくくなっています。でも電車に乗ろうとすると駅員に「到着駅に連絡するので1本待ってください」と言われるんです。おかしいですね。私にも予定があるし、10分前には駅に着いているのに。「仕方ないと諦めていたけど、これも差別なんだ」と当事者が気づくことが大切です。そこから、差別解消の第一歩が始まると感じています。

障害者差別解消法が施行されるのを前に、昨年12月11日、障がいのある当事者が集まって差別の事例などを共有しようと「障害者差別のない『おおつ』を目指して」というシンポジウムを開催しました。京都には「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」があります。滋賀でこのような条例が制定されるための一歩にしていきたいですね。

▼劇団まちプロ一座の舞台
「バリアフリー探偵レン」の一場面。



プロフィール

大津市の作業所「まちかどプロジェクト」で講師派遣活動を軸に活動。「障害者差別のない『おおつ』を目指して」シンポジウムの実行委員長を務めるほか、滋賀県の自立支援協議会にも参加。食べ歩きが大好きで電動車椅子でどどん街へ出て行き、店の人と顔なじみになることで、障がい者の日常の中にあるバリアの解消につなげようと実践している。

各地区父母の会 27 年度を振り返って

輪島地区

会としての活動はあまりできませんでしたが、子供たちのことはいつも変わらず深い愛情を持って、将来の心配をしたり成長を喜ぶ一年でした。

日々の喜びや、悩みを共有できる大切な仲間ですので、これからも少しずつですが活動を続けていきます。



かほく地区

かほく市父母の会《から一ず》では、冬の恒例イベントとなったボーリング大会を2月13日にコロナワールドで開催しました。女の子からバレンタインチョコを渡したりして、いつも通りの和気あいあいとした楽しい雰囲気、始球式では松田県肢連会長がストライクを投げ、店より参加者全員にジュースのプレゼントをいただき大変盛り上がりしました。

来年度も多く活動を通して会員相互、地域の人達との絆を深めていきたいと思います。

津幡地区

昨年の6月に交通機関のバリアフリーチェックをしました。津幡駅が改修されたのでしっかり見て、金沢から新高岡までの新幹線の旅（チェック）を行いました。とても有意義な時間を過ごすことができました。

今年度も一人会員が増え、賑やかになった《ラフ》です。



内灘地区

11月15日(日)内灘町役場で「福祉教育講座～富山型ディサービスを学ぼう！～」を開催しました。河北郡市3団体が主催で、金沢市の方々にも参加していただき、笑いや涙ありの実になる話を聞くことができました。当たり前で生活できる社会を願います。

金沢地区

東日本の大災害で5年を迎えましたが災害・災難はいつ来るか分かりません。「防災・減災・避難」をテーマとして2回の講座を開催しました。地区での避難訓練・病院との連携避難訓練の様子や、金沢の防災体制や訓練状況の講話、非常食の試食会等で防災への思いを深めました。

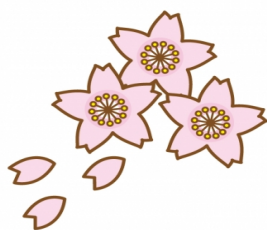
また、金沢担当で「さわやかレク・ボッチャ競技、卓球バレー」を実施しました。卓球バレーは熱が入り、みんな楽しく競技できました。



野々市地区

毎月第4土曜日に情報交換会を行っています。昨年秋に野々市保健センターより、「父母の会のパンフレットがなくなったのでまた下さい」との連絡が入りました。早速情報交換会の案内を入れて印刷しました。

多くの皆さんに父母の会への理解を深めたいと思います。



白山地区

相変わらず何の活動もできませんでした。



いぬわし会（青年部）

年間として3行事を実施しています。6月末に白山市の千丈温泉でいわな釣り・バーベキュー・入浴と腹いっぱい楽しい一日でした。8月カラオケ・食事会、12月のクリスマス会は例年ホテル日航で実施。

人数が固定化してきています。ぜひ多くの参加を！

*** 28年度 定期総会のご案内*** (見学・説明会あり)

定期総会 平成28年5月11日(水) 11:00~12:00 (受付 10:30~)
昼食(12:00~13:00)、福祉用具説明(13:00~14:00)
金沢市教育プラザ此花 1階集会室 (金沢市此花2-7)

- ※ 午後は、日本最大級の福祉用具・住宅改修のモデル展示場の見学としました。
約1,300点の福祉用具があります。また近年障害のある方の衣服のリフォーム
を手がけています(材料費のみ徴収)。
生活使用用具での改善点等参考になるとと思いますので、総会に続いて
午後は金沢福祉情報プラザの館内見学、説明等を予定しています。多くの方の
参加をお待ちしています。(建物は教育プラザ此花の向かい側)
- ※ 駐車場が大変少ないので、乗り合わせか、できるだけ公共交通機関を利用願います。
(事前の申し込みにより弁支給。当日万一有料Pの場合駐車料の一部補助を致します)

総会日前に各地区の常任理事さんの会があります。(理事会)
平成28年4月26日(火) 13:00~14:30 (受付 12:30~)
金沢市教育プラザ富樫 2号館 212号室 金沢市富樫3-10-1
各地区の常任理事の方、参加をお願いします。

ご寄付いただいた方々 (5月~2月) 50音別

金沢サッポロ会様、河合 隆平様、県信用組合協会・(株)オリエントコーポレーション様、
共同募金会様、小林 富彦様、酒元 礼子様、(株)全国通信販売様、
藤 純慧様、養地 純子様 野島 悟様、林 和子様

賛助会費をいただいた方々 (5月~2月) 50音別

河合 隆平様、酒元 礼子様、野島 悟様、林 和子様

お悔やみ

高村 清流さん 27年3月27日 松田 智朗さん 28年2月27日
明るく、頑張り屋さんのお二人が永眠されました。
お二人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

編集後記

お花が咲き、小鳥がさえずり、春からの新生活の便りが届く季節となり、ステップも今年度最終号となりました。

今年度もたくさんの行事・活動報告を通して
会員の皆様と交流できたことを嬉しく思います。

今後も皆様からのご意見ご感想などお待ちしております。

作成スタッフ一同

** お問い合わせ・ご連絡 **
お気軽にお電話ください。

編集人：石川県肢体不自由児協会
石川県肢体不自由児者父母の会連合会

連絡先：〒920-8557 (事務局)

金沢市本多町 3-1-10

石川県社会福祉会館内

電話・FAX 076-224-6126

Eメール ishikawakenshiren@movie.ocn.ne.jp

発行人：北陸障害者定期刊行物協会

富山市今泉 312

定価 50 円